

ロータリーひとくち情報 田村 憲一郎 ロータリー研修委員長

ロータリー情報ということで、今日は少し固い話をさせていただきます。

ロータリーの運営に関する細々した法律は、3年に一度開かれる規定審議会というところで決まります。規定審議会は、いわゆるロータリーの立法機関でして、今年がその規定審議会の開催年度にあたり、4月25日から30日の6日間シカゴで開催される事になっています。

各地区から選ばれた代議員・530名によって、すでに提出されている立法案を表決するわけですが、当地区からは釧路クラブの小船井パストガバナーが代議員として出席します。

立法案は、RI定款や細則、標準クラブ定款の改正を目的とする制定案と、単なる意見の表明やRI理事会への要請を目的とする決議案の2つに分かれます。

ネットに詳しい人に調べてもらったら、今回は世界各地から219本の立法案が提出されており、日本からは23本、その中に昨年2500地区から足立ガバナーの指導のもと、わが北クラブの提出した立法案が2件含まれているとのことです。

規定審議会で採択された案件は直ちに各クラブに送付され、審議会の決定に反対の場合は書面で意思表示が出来る事になっています。有効投票の10%が反対であればその案件は保留となり、再度郵便投票を行い世界のロータリークラブの過半数が反対であれば、その案件は無効となります。こういう過程を経て我々の約束事が決まり、ロータリーの法律書と呼ばれる手続要覧が編集されます。新しい2010年度版手続要覧を手にするのは、来年の今頃になるはずですが、これはクラブ会長になるか、地区役員にでもならない限り、目を通すことがない代物であります。かつて鈴木栄之助さんという33代目の会長がおられましたが、この方は大変真面目な方で、北クラブに入会する時、スポンサーから「オリエンテーションまでに、手続要覧を3回読んでくるように」と言われ、その通り実行したそうです。

鈴木さんは別格として、六法全書を手にして日常生活を送っている人はいないように、大方のロータリアンは手続要覧を開いては見ないはずですが。要は、ロータリーの根っこをしっかり押さえてさえいれば良い訳で、幸いには北クラブには、生き字引の足立パストガバナーがそばに居てくれますので、分からないことは直接教わったほうが、手っ取り早いという事になります。

間もなく開かれる規定審議会を前に一言スピーチをさせていただきました。

布目副会長より

足立パストガバナーへ入会記念品贈呈



北川会員へ入会記念品贈呈



『 環境問題（保全） 』 高杉典子様（釧路市環境部環境事業課廃棄物対策担当主任）
浅利宏史様（同 主事）

一般の家庭から出されるごみと区別して、会社やお店など事業活動に伴って生じた廃棄物の事を、事業系ごみといいます。

事業活動とは会社、飲食店、工場など営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、官公署など公共サービス等の活動も含まれます。

事業系ごみには、産業廃棄物と事業系一般廃棄物があり、産業廃棄物は法律で20種類が定められています。

事業系一般物の処理方法としては、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する方法と、処理施設へ自ら搬入する方法があります。10kgにつき80円の処分手数料がかかります。

資源物は無料で受け入れています。家庭用のごみステーションには出せない事になっていますので、お気をつけて下さい。たとえば飲食店の方が、市の財源になるからと善意から出されたのですが、ステーションがいっぱいになり市民の方が出せない状態になった例もありますので、資源ステーションには出さないようにお願いします。

釧路市環境部「事業者の皆様へ」パンフレットより、抜粋して表示します。

事業系ごみ（事業所から発生するごみ）とは、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物にわかれ、一般廃棄物は家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴ってでるもの）と、事業系一般廃棄物（事業所から事業活動に伴って出るものうち産業廃棄物以外のもの）とがあり、市の処理施設または釧路広域連合清掃工場で処理する。

事業所から出るごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の事業者の責務として、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。廃棄物の再利用等を行う事により、その減量に努めるとともに、係わる廃棄物の適正な処理の方法について情報を提供する事、製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難にならないようにする。

不法投棄、野外焼却は法律で禁止されています。廃棄物を道路や空き地に捨てること、野外や簡易焼却炉で焼却する事は、一部の例外を除き禁止されている。

事業系一般廃棄物の処理方法として、事業活動に伴って出るごみや資源物は、家庭ごみ用のごみステーションに出せません。事業系一般廃棄物の処理には、二つの方法があります。

許可業者に委託する方法、自ら搬入する方法。ごみを種類別（可燃ごみ、粗大ごみ等）に分けて、各施設に搬入して下さい。可燃ごみ・釧路広域連合清掃工場、不燃、粗大ごみ・粗大ごみ処理センター、資源物・釧路市資源リサイクルセンターと釧路市ごみ最終処分場資源物置場です。

ごみの分け方ですが、不燃ごみは、従業員の個人所有物のガラスのコップ、湯のみ、かさなどです。可燃ごみは、事業所、工場、商店等から出る紙くず、飲食店などから出る調理くず、残飯、たばこの吸殻その他、従業員等が食べた後に不用になった弁当がらや食べ物のふた（プラスチック製）などで汚れの落ちないもの、これは汚れを落としてあれば、資源物となります。資源物は、新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみなどの紙類と、缶、びん、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装で、これは従業員が飲食した際に排出されるものに限り、事業活動に伴って排出される、全ての金属製品（自動車部品、空き缶、電気製品など）プラスチック類（プラスチック製品、容器類、発泡スチロール、ビニール袋など）家屋の新築・改築・解体に伴って排出される木くずなどは産業廃棄物ですので、適正に処理して下さい。また、家庭での分別方法とは異なりますので注意して下さい。

産業廃棄物の種類とその処理方法ですが、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法律で定める20種類の廃棄物をいいます。

市の処理施設や釧路広域連合清掃工場では受け入れできませんので、産業廃棄物処理許可業者に処理を依頼してください。

全ての業種にかかる産業廃棄物として、1. 廃プラスチック類、2. ゴムくず、3. 金属くず、4. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、5. がれき類、6. 燃え殻、7. 汚泥、8. 廃油、9. 廃酸、10. 廃アルカリ、11. 鉱さい、12. ばいじん、さらに特定の業種にかかる産業廃棄物として、13. 紙くず、14. 木くず、15. 繊維くず、16. 動植物性残さ、17. 動物のふん尿、18. 動物の死体、19. 動物系固形不要物、20. 処分するために処理したもので該当しないもの。

